

今治市社会参加促進リフト付福祉バス運行事業実施要綱

平成17年1月16日制定

今治市要綱第117号

(目的)

第1条 この要綱は、今治市に在住する在宅の心身障がい者（児）（以下「障がい者（児）」という。）に対しリフト付福祉バス（以下「福祉バス」という。）を運行することにより、その移動交通手段を確保し、もって障がい者（児）の積極的な社会参加を促進することを目的とする。

(利用対象者)

第2条 福祉バスの利用対象者は、次に掲げるものとする。

- (1) 障がい者（児）で他の交通機関を利用することが著しく困難なもの及びその介助者
- (2) 障がい者（児）を同伴するボランティア団体
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるもの

(利用の範囲)

第3条 福祉バスは、次の各号のいずれかに該当するときに利用することができる。

- (1) 障がい者（児）が、今治市障害者福祉センター（のぞみ苑）、今治市総合福祉センター（愛らんど今治）、今治市障がい者文化体育施設（サン・アビリティーズ今治）又は今治市障害者地域活動支援センター（ときめき）を利用するとき。
- (2) 障がい者（児）が、今治市又は今治市社会福祉協議会が主催し、又は共催する事業に参加するとき。
- (3) 公的機関が主催し、又は共催する事業において、障がい者（児）及びボランティア団体等が地域における福祉向上を目的としたスポーツ大会、研修及び会議等の活動を行う範囲内において利用するとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、市長が特に必要があると認めるとき。

(運行)

第4条 福祉バスの運行は、次のとおりとする。

- (1) 定期運行 前条第1号の利用に際しての路程を定めた運行
 - (2) 臨時運行 定期運行以外の運行
- 2 定期運行の運行時間は、午前8時30分から午後4時30分までとする。ただし、市長は特に必要があると認められる場合は、時間の調整をすることができる。
- 3 定期運行の運休日は、次のとおりとする。
- (1) 土曜日及び日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日

(3) 12月29日から翌年1月3日までの日

4 臨時運行は、全路線が概ね500キロメートルの範囲内で、日帰り（運転時間は、9時間を超えない範囲）とする。

5 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、福祉バスの運行を中止することができる。

(1) 運転手に不測の事態が生じたとき。

(2) 車両の整備又は運転に支障があるとき。

(3) 気象の状況等により運行に支障があると認められるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、不測の事態が生じたとき。

(利用料等)

第5条 福祉バスの利用料は、無料とする。

2 臨時運行を利用する場合は、臨時運行に係る次の費用の実費を負担しなければならない。

(1) 有料駐車場料金

(2) 高速道路等の道路通行料

(3) フェリーボート等の利用料

(利用の承認)

第6条 福祉バスを利用しようとする者（次項において「利用申請者」という。）は、今治市社会参加促進リフト付福祉バス運行事業利用申請書（別記様式第1号）をその利用しようとする日の1週間前までに提出し、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、その可否を決定し、今治市社会参加促進リフト付福祉バス運行事業利用承認（却下）通知書（別記様式第2号）により利用申請者に通知しなければならない。この場合において、市長は、定期運行の利用の承認を受けた者を今治市社会参加促進リフト付福祉バス運行事業（定期運行）利用者台帳（別記様式第3号）に登載して整理する。

3 前2項の規定は、前項の規定により利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）が承認を受けた内容を変更しようとする場合に準用する。

(届出の義務)

第7条 利用者（定期運行の利用者に限る。）は、福祉バスを利用する必要がなくなったときは、今治市社会参加促進リフト付福祉バス運行事業利用廃止届（別記様式第4号）により速やかに市長に届け出なければならない。

(登録の取消し)

第8条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用承認を停止し、又は取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により登録決定を受けたことが判明したとき。
- (2) 前条に規定する届出を怠ったことが判明したとき。
- (3) 福祉バスを利用する必要性がなくなったと認めるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、市長が不相当と認めるとき。

(利用の方法)

第9条 利用者は、福祉バスに乗車するときは、あらかじめ定められた発着時刻に定められた乗降場所で待機し、下車するときは、あらかじめ運転手等にその旨を申し出て、定められた乗降場所で下車するものとする。

(利用者の遵守事項)

第10条 利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 福祉バスの運行に関しては、運転手及び乗務員の指示に従うこと。
- (2) 介助を要する者は、家族などの介助者と一緒に利用すること。

(利用者の責任)

第11条 福祉バスの利用に際し発生した次に掲げる事故については、それぞれ利用者及び介助者の責任とする。

- (1) 自宅から乗り場まで及び福祉バスを降りてから自宅までの間において発生した事故
- (2) 福祉バスの運行中に利用者の故意又は過失により発生した事故

(委託)

第12条 市長は、この事業の実施に当たり、適切な事業運営ができると認められるもの（以下「事業実施者」という。）に委託して行うことができる。

2 前項の規定により福祉バス運行事業を事業実施者に行わせた場合において、第4条から第8条までの規定中「市長」とあるのは、「事業実施者」と読み替えて適用する。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年1月16日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の今治市社会参加促進リフト付福祉バス運行事業実施要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

(事業実施者変更等に伴う経過措置)

3 第14条の規定による事業実施者が変更された場合は、変更前に権限を有した事業実施者が行った承認その他の行為は、変更後に権限を有する事業実施者が行った承認その他の行為と、変更前に権限を有した事業実施者に対しなされた承認の申請その他の申請は、変更後に権限を有する事業実施者に対しなされた承認の申請その他の申請とみなす。

附 則（平成20年8月1日要綱）

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（平成30年3月27日要綱）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年9月18日今治市要綱）

この要綱は、平成30年9月18日から施行し、同日以後の福祉バスの利用に係るものについて適用する。

附 則（令和3年3月31日今治市要綱）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

福祉バス利用者の心得

(利用の手続)

- (1) 利用承認を受けた事項を変更する場合は、必ず申請し、承認を受けること。
- (2) 福祉バスの利用を取りやめる場合は、必ず届け出ること。

(利用者の遵守事項)

- (1) 福祉バスの運行中は運転手及び乗務員の指示に従うこと。
- (2) 介助を必要とする者は、家族などの介助者と一緒に利用すること。

(利用者の責任)

福祉バスの利用に際し発生した次の事故については、それぞれ利用者及び介助者の責任となること。

- (1) 自宅から乗り場まで及び福祉バスを降りてから自宅までの間において発生した事故
- (2) 福祉バスの運行中に利用者の故意又は過失により発生した事故

別記様式第4号（第7条関係）

今治市社会参加促進リフト付福祉バス運行事業利用廃止届

年 月 日

（宛先）今治市長

申請者 住所
氏名
（利用者との続柄 ）

今治市社会参加促進リフト付福祉バス運行事業について、利用を取りやめるので、今治市社会参加促進リフト付福祉バス運行事業実施要綱第7条の規定により届け出ます。

利 用 者	住 所			
	氏 名		生年 月日	年 月 日
利用廃止年月日		年 月 日		